



所役者 場 守 荘
 行町任 辻
 発垣責 岡垣町長

第11回 事業所統計調査の

実施について

総理府統計局では、5月15日現在で全国いっせいに事業所統計調査を行ないます。

この調査は、3年ごとに国が実施する統計調査で、全国の事務所、工場、店舗、営業所、旅館、映画館をはじめ、駅、学校、病院、神社、寺院にいたるまで、あらゆる種類のすべての事業所について、経営組織、事業の内容や従業員数などを調べる事業所の国勢調査ともいえる基本的な調査です。

この調査の結果から、国、県、市区町村における地域開発計画、都市計画の立案、雇川、交通、通債、公害対策や地方交付金などの算定のために欠くことのできない重要な資料として使用されます。以上のように、この調査の重要性を御理解いただき、調査員がお伺いしましたら、御協力くださるようお願いいたします。

産業課統計係

五月の空の鯉のぼり

高倉にて 西高陽区 田中睦生氏 提供



固定資産税の

納税管理人の届出

岡垣町内で固定資産をおもちの方で、町内に居住してない方は、町内で生計を営む者のうちから納税管理人を定め、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に資産を持った日から十日以内に町長に納税管理人の申告書を提出

しなければならぬ(地方税法第三三五条)となっています。近年岡垣町内において固定資産の異動がはげしく納税者の住所、居所の確認が困難で事務処理に困っています。

友人、知人、縁故者で納税管理

人の申告をしてない方がありましたら早急に申告されるように御協力をお願いします。

岡垣町内の方でも区の異動があった際には、税務課にも届出をお願いします。

◎四月は、昭和五〇年度第一期の固定資産税及び軽自動車税納付月です。

税は納付月に自主納税をお願いします。

◎又税は納付月に前納下さるようおすゝめします。納付月であれば納付と同時に前納報奨金が受けられます。尚昭和五〇年度の納税組合に対する納税報奨金は納付月に納税組合一括に納付された税額に対してのみ三割交付しますが前半より三割減額になっており、税は前納をし住みよい町づくりに御協力ををお願いします。

税務課

岡垣町議会議員

一般選挙結果の

お知らせ

昭和50年4月27日執行の岡垣町議会議員一般選挙の結果を左記のとおりお知らせします。

(当選者)
 石田 肇
 住所 岡垣町大字山田六七四

○ とどいたら、まず、とじましよう ○

- 旗生武磨 住所 岡垣町大字糠塚四六〇
- 深川吉清 住所 岡垣町大字海老津一三七の五
- 梅野千吉 住所 岡垣町大字黒山二一七
- 田原利晴 住所 岡垣町大字糠塚四四六
- 刀根 功 住所 岡垣町大字波津二一五
- 住所 岡垣町大字吉木二四六三
- 住所 岡垣町大字吉木二四六三
- 木原善次 住所 岡垣町大字海老津一五五の三
- 広渡和生 住所 岡垣町大字吉木二五二七
- 石田輝男 住所 岡垣町大字山田二二二
- 細川光利 住所 岡垣町大字山田一の六八
- 谷口佐賀雄 住所 岡垣町大字野間四二八の四
- 曾宮角助 住所 岡垣町大字山田三三の三
- 勢屋康一 住所 岡垣町大字山田五の一
- 村田富雄 住所 岡垣町大字山田三三の三九
- 村上 武 住所 岡垣町大字吉木一六六二
- 平井政秀 住所 岡垣町大字山田二〇四の二五
- 古家崎康彦 住所 岡垣町大字山田一六五

(次点者)

川原清彦 住所 岡垣町大字吉木一六三

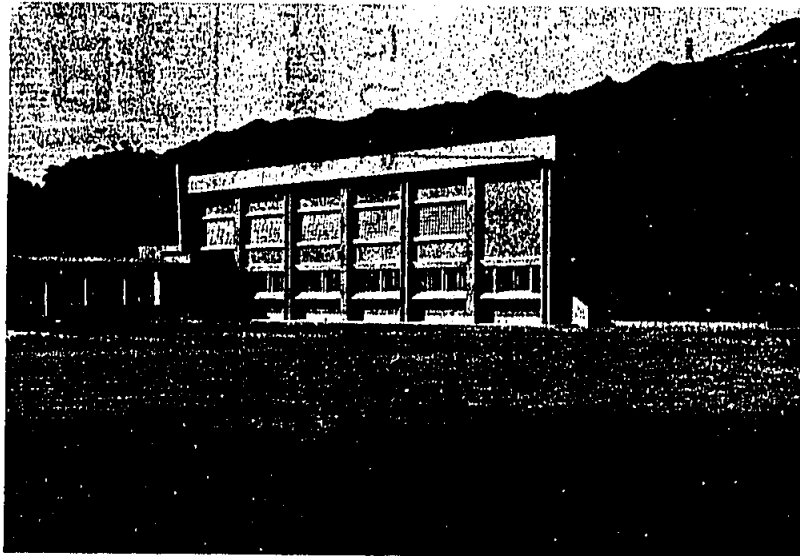
(岡垣町選挙管理委員会)

内浦小学校講堂簡易保険の融資をうけて完成

の融資をうけて完成

昭和四十九年度における建設事業の一環として進めてきました。内浦小学校講堂の改築事業は、郵便局の簡易保険から四百七拾万円の融資を受け三月二十日完成しま

した。なお、当町では吉木小学校講堂改築事業、各小学校の除濕工及び龍王団地に建設された町営住宅、道路改良舗装工事等にも郵便局の簡易保険から融資を受けて明るい住みよい町づくりを努力しております。



内浦小学校講堂改築事業

総務課 財政係

行政管理庁の

行政相談委員の紹介

行政管理庁は、広く国民の苦情、不満、意見等を収集するため、全国の市町村に行政相談委員を委嘱しております。役所の仕事について、苦情や相談や意見がある方は地元行政相談委員にお申出ください。行政相談委員は、申出られた方々の相談相手となつて、手続きを教えたり、相談の内

容を国の役所に通知して解決を促し、また県や市町村の仕事については、相談の内容を連絡して解決を促進することとしています。

行政相談委員は、
氏名 友納美治
住所 緑ヶ丘
電話 二一〇八九

し尿、ゴミ処理方法と

お願い

昔は、し尿、ゴミ処理は自家処理をしていましたが、都市化された今日では、法律に基づいて、町が計画をたて、施設等によって公害の出ないように処理することになっております。ところがその経費は、町又は住民の方で負担しなければなりません。そこで岡垣町の処理状況は次のような方法で処理しておりますので、この業務がスムーズに実施できますよう住民の御協力を切にお願い致します。

記

- 一、し尿処理業務は、中間市、遠賀郡の四町がし尿処理の施設組
- 合を作り、その組合によって処理をしていきますが、処理内容として、し尿収集業務と、し尿処理業務があります。
- 1、し尿収集業務は、施設組合の許可(地域指定)業者によって(各家庭からバキューム車で汲取り水巻町にある、し尿処理場まで搬送業務)実施しています。
- 2、し尿処理業務は施設組合が直営の施設で、投入槽から前処理、消化、バッキ、沈澱、減圧、放流という方法で公害の出ないように処理しています。
- 3、し尿処理の経費は次のとおり

です。

①、し尿汲取り手数料(許可業者へ)
(五〇年度)

住民負担一人月一五〇円
町助成 一人月 五〇円
計 二〇〇円

(町は一人五〇円の助成として年間九五〇万円を出しています)従量制料金はメーターにより18ℓが九〇円で住民負担です。

②、し尿処理場の処理運営費(施設組合へ)
(五〇年度)

岡垣町負担金二、六〇二万円
(一世帯平均年六、五〇〇円岡垣町が負担しています。)

4、し尿処理相談
①し尿くみ取りの苦情相談は、中間市、遠賀郡四町環境衛生組合(し尿処理場)

電話〇九三六九二二一八四へ
②し尿汲取りの申込み、人口の移動等の届出は

岡垣町役場、住民課、衛生係
電話二二二二一内線四一八へ

5、し尿収集許可業者は、
①国道から南側(戸切方面)は岡垣衛生
電話二二〇三二七

②国道から北側(吉木方面)は協和清掃工業
電話〇九三二二二四〇二二

6、し尿汲取りについて住民の方にお願ひ

①くみ取り最中は水を投入しないように、最後にバケツ一杯の水で便器を洗って下さい
②便所の中に物など投げ込まないように。
③くみ取り口及びその附近に物をおかないように。
④愛犬は、人にかみつかないようにつなぎましょう。
⑤くみ取りの確認はマンホールのフタをあけて確かめるように
⑥手数料は、つり銭のいらぬように、その都度支払って下さい。(未払い二回以上はくみ取り停止になります。)

⑦不良便所は早く改善をしましょう。
⑧、ゴミ処理業務は遠賀郡の四町がゴミ処理の施設組合を作り、その組合によって処理をしています。処理の内容は、し尿と同じようにゴミ収集業務とゴミ処理業務があります。

1、ゴミ収集業務は、施設組合の許可業者によって(各家庭から出されたゴミを収集車で戸屋町にある、ゴミ処理場まで搬送業務)実施しています。
2、ゴミ処理業務は施設組合が直営の施設で、もえるゴミは焼却炉で焼却、もえないゴミは破砕機により破砕して埋立等で公害のないように処理しています。

3、ゴミ処理の経費は次のとおりです。
①ゴミ収集手数料(許可業者へ)

(五〇年度)
住民負担一世帯月三〇〇円
町助成 一世帯月 八〇円
計 三八〇円

(町は一世帯八〇円の助成として年間四〇〇万円を出しています。)

②ゴミ処理場、処理運営費(施設組合へ)
(五〇年度)
岡垣町負担金三、六六八万円
(一世帯平均年九、二〇〇円位町が処理費として負担しています。)

③ゴミ袋代(役場住民課へ)
住民負担一枚十二円、住民課衛生係で世話しています。
現在ゴミ袋は十四円で購入し、住民に十二円で配布しているで、町は年間一〇〇万円位補助しています。

④粗大ゴミ収集にかかる費用は町で負担しています。
(年間二〇万円出しています。)

4、ゴミ処理相談
①ゴミ処理の相談は、戸屋町外三ヶ町環境衛生組合(ゴミ処理場)
電話〇九三二二二四二七八

②ゴミ処理の申込み、異動、ゴミ袋、ゴミ収集の相談は岡垣町役場住民課衛生係
電話二二二二一内線四一八へ

5、ゴミ収集許可業者(岡垣町全域)

遠賀ダストセンター
電話二二〇二一八へ

6、ゴミ収集について住民の方にお願ひ
①ゴミ処理場では住民から出されるゴミを三種類に分けて処理しています。
②もえるゴミ

。ゴミの内容は、紙類、木片布類、残飯類、うすいビニール類、草、枯葉類となっているが、台所のゴミ等は十分に水切りをして下さい
指定のポリ袋に入れ袋の口は、しっかりとくり収集日の午前七時~八時までに収集車の通る道まで出して下さい。なお、できるだけ一定の場所に集めて出して下さい。

③もえないゴミ
。ゴミの内容はプラスチック製品、ゴム類、ガラス類、金物類、貝がら類は危険防止のため、こまかくわって新聞紙等につつんで下さい
もえないゴミを出す日は、国道から化側(吉木方面)は第一第三水曜日
国道から南側(戸切方面)は第一第三土曜日
に午前七時~八時までに出して下さい。

④粗大ゴミ
。ゴミの内容は、電化製品、家具建具類、大型陶器類、自転車類、机椅子など大型のもの、一升ビン等。
。収集は三ヶ月毎に実施
。実施の日はそのつど区長さんを通じて回覧によって住民の方にお知らせしています。

⑤ゴミ収集できないもの
。爆発性及び引火性危険物
。ガスボンベ、火薬類、石油類、塗料、薬品類及び容器
。特殊鋼製品
。自転車スプリング、エンジン類。
。ゴムタイヤ
。高い温度で燃えるもの、有機ガスを多量に発生するもの等、焼却、破砕、埋立に不都合を生ずるもの。
以上簡単に清掃業務の説明をしました。この業務は多額な経費を必要とするため、処理は直営でしていますが、収集業務については、収集手数料をできるだけ安くするため、許可業者によって収集(直営収集では数倍の経費がかかります。)を行っています。

清掃業務は、このように住民のご理解と業者の協力、町の適切な事務処理によって、それぞれの立場を自覚し、協力しあってこそ円滑に遂行出来、快適な環境と日常生活が得られるものです。
住民のご理解とご協力をお願いします。

(住民課衛生係)

犬の飼主に お願い!!

最近、飼犬等にかみつかれる事故が多くなっています。犬を飼っている人は、他人に迷惑をかけるような次のことを守ってください。

。犬は確実につなぐか、丈夫なオリに入れて飼いましょう。
。犬を運動させるときは口輪をはめ、綱引きでしましょう。

。犬は捨てないでください。不要な犬は保健所に持って行き引取ってもらいましょう。
。犬を捨てると危険な野犬をふやすこととなります。
。あなたの犬は、あなたの愛情できびしく責任を持って飼いましょう。

折尾警察署

子どもの水の事故を なくしましょう。

川の水もぬるみ、子どもたちには大好きな水遊びの季節となりました。

県下では、三月に五件の水の事故が起きています。折尾警察署管内では幸い水の事故はあっていませんが、昨年は九件(うち六件は少年)の事故が起き死者は五人(うち少年は三人)でした。
悲しい事故にあわないために特に、次のことに注意して下さい。

。川や池など幼児のひとり遊びはさせない。常に子どもから

目をはなさない。
。家の近くにある池や、溝などには柵やふたをする。
。小さな子どもには、平素水の事故の恐ろしさをよく話しておく。

。危険な方法、場所で水遊びしている少年を見かけたら、すかさず注意して安全な場所に移動させる。(やめさせる)
。危険な池や川、用水堀りには危険標識を立てる。

折尾警察署

鉄道事故を なくする運動始まる!!

国鉄では踏切事故や子供のいたづらなどによる事故をなくし、列車を安全に運転するため、5月22日から6月10日までの間、「鉄道事故をなくする運動」を実施しています。

皆様の住んでいる岡垣町だけでも昨年一ヶ年間に踏切事故が二件子供のいたづらによる事故が三件発生し、このため三名がなくなり一名が負傷しています。

このほか自動車の損害など事故による被害も相当金額にのぼっています。

ドライバーの皆さん、車を運転するときは必ず、次の事を守って事故防止にご協力下さい。

◎踏切では必ず一時停止をして安全を確認して渡ること。
◎列車が通過し終っても、警報機が鳴動中は、絶対踏切内に立入らないこと。

◎踏切上で動けなくなったときはまず非常ボタンなどを使用し、列車を止める手配をすること。
※「非常ボタン」は青色の箱で設置してある踏切には「非常ボタン」と書いた標識があります。なお非常の場合使用されたら、もよりの駅にご一報下さい。

なくする運動始まる!!

い。別に金額を請求するようなことはありません。また子供による事故をなくするため、注意しあって次のことにご協力下さい。

小倉第一鉄道公安室長
TEL 五二一〇四五〇

昭和50年度

福岡県消費生活

相談員の任命について

消費者と行政をつなぐパイプ役であるとともに、苦情相談の窓口となっていたべく消費生活相談員が次のとおり任命されました。
日常の消費生活のうえで、いろいろな不平不満、つまり苦情を感じられている方は、気軽に相談して下さい。

一、住所 岡垣町大字吉木倉丸
氏名 三浦 千歳
電話 ②-0717

一、住所 岡垣町大字声切
氏名 石田 環
電話 ④-1426

産業課

乳幼児重度障害者

医療証更新の手続きを

昭和50年度医療証更新の受付を左記のとおり行ないます。これは今お持ちの医療証が6月30日で使えなくなり、新しい医療証が必要となります。

一、期間 5月26日から5月30日まで

- 二、場所 岡垣町役場民生課
 - 三、更新に必要なもの
 - 1、印鑑
 - 2、健康保険証
 - 3、重度障害者は身体障害者手帳
- 民生課

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ 老人クラブ寿会へ

- 一、三吉区 故中村ヲトメ殿80才
昭和50年3月21日死亡
中村民夫殿より
- 一、原区 故占部耕市殿 87才
昭和50年3月28日死亡
占部三之殿より
- 一、西高陽区 故下村タツ殿83才
昭和50年3月29日死亡
下村哲也殿より
- 一、東松原区 故福岡良美殿62才
昭和50年3月30日死亡
福岡良澄殿より
- 一、新海老津区故木原キク殿77才
昭和50年3月31日死亡
木原房雄殿より
- 一、東黒山区 故河野里子殿38才
昭和50年4月10日死亡
河野 弘殿より

中西部地区成人病教室

のお知らせ

国民健康保険被保険者を対象に、成人病教室、特に高血圧者のための教室を開き勉強してきましたが、五十年度も希望者が多く、

次の通り実施します。申込みは役場園保係まで、又わからないときは、気がるに連絡下さい。

実施予定日	時間	場所
5月15日	午後一時三〇分若潮荘	
7月中旬	午後一時三〇分	
9月中旬	午後一時三〇分	
11月中旬	午後一時三〇分	
1月中旬	午後一時三〇分	
3月中旬	午後一時三〇分	

西部地区成人病教室 のお知らせ

国民健康保険被保険者を対象に、岡垣町東部出張所において、成人病教室を、六月より各月毎に実施の予定です。

希望者は、住民課園保係まで申出下さい。主な内容としては、特に成人病の中でも高血圧に対する予防、日常生活、食生活、検診及び健康相談を中心に実施します。月日、時間等は申込者に連絡致します。

住民課園保係

体育祭

予告

第十一回町民体育祭を五月二十五日午前九時から岡垣中学校運動場で実施します。こぞって参加し、みんなの種目にか出場してください。

昭和50年

二級建築士試験の

実施概要

- 一、試験日
学科 昭和50年7月26日(土)
(新・旧両制度とも)
- 設計製図試験
昭和50年9月21日(日)
(新・旧両制度とも)
- 二、試験場 福岡市西区七隈11 福岡大学8号館
- 三、建築設計製図の課題
「木造二階建て専用住宅」
(延べ面積120㎡程度)
- 四、受験申込の受付期間及び場所
受付期間 昭和50年5月16日から同月23日まで
ただし、土曜日の午後及び日曜日は除く。
- 受付場所 福岡県建築課(以下県建築課という)及び福岡県各土木事務所建築課(福岡土木を除く)
- 五、受験案内及び申込用紙の交付
- 六、その他
(一)受験資格及び手続等に関する問い合わせの窓口は、県建築課建築統計係又は最寄りの土木事務所建築課とする。
(二)受験に関する問い合わせ及び受験案内等を郵便により請求する場合は、受験区分(新制度受験の場合は、学科から又は設計製図のみ)及びあて先、郵便番号を明記し、20円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

福岡県建築部

空手道同好会

会員募集

健全なる青少年の育成、社会体育振興の一環として、教室を開室

して、はや一年を迎えました。本年度より新しく空手道同好

会として発足します。

「同好会は、広く空手道の普及発展を期し、体育の向上、人格の陶冶を図かり、併せて会員相互の親睦、情操の育成を目的とする。」

空手道は、日本は勿論世界七十ヶ国に広まり人類の体育文化のために、貢献しております。

理想的なスポーツとして、又、護身術として愛好され、近年は青少年には、不屈、誠実、礼節、道を教え、精神教育に大きな効果を上げ、父兄から喜ばれています。

女性には、美容、健康、護身のためにと愛好者も増加しています。この機会に空手道を始めてみませんか。

指導は、「財」日本体育協会公認、福岡県スポーツ指導員、「財」全日本空手道連盟剛柔公正剛館の成宮定道師範「六段」がします。

記

対象 小学生二年生以上

一般男女 年令問わず

場所 岡垣町中央公民館

期間 昭和五十年六月十日から昭和五十一年五月三十一日

日

練習日 毎週火曜、木曜

時間 午後五時三十分から午後七時

道衣、サポーター代

四千五百円から七千五百

スポーツ保険 年二百円
入会式 六月十日、午後六時

申込み 岡垣町中央公民館
空手道同好会

公民館教室 生 募 集

※生花教室(池の坊)

。講師 毎週火曜日

。開催日時 午前九時三十分～十二時

。月謝 一〇〇〇円

。講師 木原碧雪

※料理教室

。開催日時 第2・4火曜日
午前十時～十二時

。月謝 千五百円(材料費含)

。講師 門司借代

。開催日時 第1・3金曜日
午後一時三十分～三時三十分

。月謝 七〇〇円

。入会金 二千円

。材料費 一ヶ月一〇〇〇円位

。講師 神山敬子

※煎茶教室

。開催日時 毎週水曜日
午後一時～三時

。月謝 一〇〇〇円

。講師 岡田奈美江

※生花教室(小原流)

。開催日時 毎週木曜日
午前十一時～十三時半

。月謝 一〇〇〇円

。講師 武田豊美

※茶道教室(裏千家)

。開催日時 毎週木曜日
午前九時～十一時

。月謝 一〇〇〇円

。講師 武田宗文

各教室の申し込みは中央公民館で受付しております。

TEL 20162 公民館

老人医療更新の 手続きを

老人医療更新の手続きを

岡垣町では、満70才の人と満65

才以上のわたり老人及び重度身

体障害者の人を対象として医療費の助成を行っておりますが、現在使用されている医療証が6月30日をもって期限切れとなり以後使用出来ません。これについて新たに医療受給者証を交付いたしますので左記のとおり更新手続をとって下さい。

記

更新手続受付期日

5月19、20日 東部地区

5月21、22日 中部地区

5月23、24日 西部地区

時間 午前9時より午後4時まで

24日に限り午前9時より午前11時

「七月一日からヘルメットをかぶらないで二輪車を運転すると反則点がつきます」

自動二輪車の運転者は、道路交通法第七一条の第三項の規定により乗車用ヘルメットをかぶることが義務づけられていますが、このたび、道路交通法施行令の一部が改正され、今年の七月一日からヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転すると行政処分の基礎点数一点が付されることになりました。

大事なのちを守るため二輪車を運転するときは必ずヘルメットをかぶりましょう。

参考 自動二輪運転者の交通死亡事故原因

(昭和四十九年中福岡県)

時30分まで

受付場所 岡垣町役場民生課
持参するもの。健康保険証。印鑑。扶養者が岡垣町内に居住されてない方は扶養者の所得証明又は源泉徴収票

新規に老人医療を申請される方は誕生日の届する3月1日より有効となりますので早めに手続をとって下さい。なお持参するものは更新手続といっしょです。当日これない方は後日連絡します。

民生課

死者五十九人の負傷部位分布
頭部 八三・一％(四九名)
頸部 五・一％(三名)
胸部部 三・四％(二名)
腰部等 八・四％(五名)

町民の動き

(三月分)

人口 二二・〇八〇人
前月比 増 一〇四人
世帯 五・六〇〇世帯
前月比 増 一五世帯